# 新体系事業(就労系)移行実態調査作業要領

# 都道府県

- ・【新体系事業(就労系)移行実態調査票】を管内事業所へ配布し、回答された調査票を精査したうえで【新体系事業移行実態調査集計表】へ取りまとめ、平成21年1月13日(火)までに厚生労働省担当者へ電子メールにてご提出ください。
- ・集計表へ取りまとめる際に、回答のない項目については『O』(ゼロ)入力してください。
- ・エクセル表の「行」が不足する場合は、必要に応じて「挿入」してください。ただし、「列」については 決して「挿入」や「削除」をしないでください。
- エクセルのバージョンは更新しないでください。
- ・問 16(3),(4)において、事業者から提出がありましたら、必ず、報酬算定時の資料等と確認し、錯誤がないよう特にご留意ください。

# 管内調査事業所

- ・調査基準日は平成20年10月1日としております。
- ・都道府県から配布された【新体系事業(就労系)移行実態調査票】を作成のうえ、都道府県の指定 期日までに必ずご提出ください。
- 多機能型事業所については、それぞれの事業毎に調査票を作成してください。
- ・主たる事業所と従たる事業所がある場合は、主たる事業所へ集約し、調査票を作成してください。 (なお、主たる事業所と従たる事業所において会計が別々で行われている場合は、個別に調査票を 作成していただいても構いません。)
- ・障害者自立支援法施行後に移行や統廃合された事業所については、平成 20 年 10 月 1 日時点での状況を記入し、過去の調査時点の項目については、推計値を記入してください。

# 〇問1について

経営主体は法人格から記入してください。

#### 〇問2

・複数の事業を実施している場合は、2 (多機能実施) を記入のうえ、事業毎に調査票を個別に作成してください。

#### 〇問4について

・現員数欄については、施設利用者の実人数を記入してください (調査基準日の利用実人数を記入 してください)。なお、障害基礎年金受給者欄については、現員数の内数としてください。

#### 〇問5について

・調査期間内に同一人物が複数回退所した場合、それぞれ集計し記入してください。

# 〇問5(1)について

・問5の該当期間内の「1 就職」欄の人数以下になっているか確認してください。

## 〇問5(3)について

・問5(2)の回答欄に「1 ジョブコーチ支援を利用している」と回答した場合、(3)の該当期間 欄には各々人数が記入されているか確認してください。

- 〇共通 問5(3)、問6(1)・(2)・(3)、問13(5)について
  - ・例)問5(3) 問5で「1 就職」と記入した人数のうち、ジュブコーチ支援を受けた人数について記入してください。なお、ジョブコーチ支援を受けた人数のうち、延人数欄については、以下のとおり記入してください。

正 4月…15日利用、5月…10日利用 25(人/日)…日単位

誤 4月…15日利用、5月…10日利用 2(人/月)…月単位

誤 4月…15日利用、5月…10日利用 1(人/人)…実人数単位

・延人数欄と実人数欄については、必ず延人数が実人数以上となっているか確認してください。

#### ○問5(4)について

・ジョブコーチ資格取得者については、職場適応援助者養成研修を受講・修了した方で、ジョブコーチとして実際に活動していない方も含んで記入してください。

#### 〇問7について

・工賃(賃金)の範囲は、工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に 支払う全てのものを対象とし、月の途中からの利用開始者及び利用終了者については、算定から 除外してください(先般ご提出いただきました平成19年度工賃(賃金)実績報告と同様の算定 方法となります)。

#### 〇問8(1)、(2)について

- ・官公需額とは、官公庁より物品や仕事を受注し、物品の納品や業務契約により役務を提供した際 の契約額です。
- ・(1)売上額(月額)欄については、(2)売上額のうち官公需額(月額)欄の数値以上となっているか確認してください。

## 〇問10について

・「就労移行支援のためのチェックリスト」とは、独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構で作成 された就労移行支援事業者等が支援対象者の状態把握等に使用するための資料です。

## 〇問11について

- ・暫定支給決定とは、自立訓練(機能訓練、生活訓練)訓練等給付を希望する場合、障害者の希望によって、サービスを受ける内容が決められることから、2か月以内の範囲で市町村が個別のケースに応じて設定する場合に用いております。
- ・暫定支給決定の対象サービス 自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型

# 〇問16(3)、(4)について

- ・小数点第2位を四捨五入のうえ記入してください。
- 目標工賃達成加算対象の有無に関わらず、対比割合をそれぞれ記入してください。
- 都道府県最低賃金は平成20年4月1日時点の数値を用いてください。
- · 問 16(3)割合算定方法
  - (平成 19 年度平均工賃額(時間額) ÷ 平成 20 年 4 月 1 日時点の都道府県最低賃金(時間額)) × 100
- 問 16(4)割合算定方法
  - (平成 19 年度平均工賃額(月額) ÷ 各都道府県平成 19 年度就労継続支援B型事業平均工賃(月額)) × 100